

【研修会参加報告】

「西部隣協総会および研修会」に参加して

下榎隣保館長 矢田貝慎一

4月13日、大山町の中高集会所で行われた「西部隣協総会および研修会」に参加し、総会終了後、次の研修を受講しました。

演題：「児童館の指定管理を受けて」

講師：坂根 政代さん

(一般社団法人「ともに」理事)

まず、児童館の指定管理を受けて、第1期2016年から2018年、2019年からの第2期と続き、この3カ年、大事にしてきたこととして、

▼子ども、保護者の拠点施設としての児童館であることを職員が認識し、業務にあたること

▼「児童館」の利用者を増やすこと

▼各館の管理運営に対する意識の高揚、明るく楽しい施設となる工夫（ホームページ立ち上げ）を挙げました。

次に、坂根さんは、これからの考察として掲げる、児童館として何をすべきか、何ができるか、「遊べる」「学べる」「交流する」子どもの居場所としての児童館づくりを目指すもととなった「ともに」の設立趣旨について話しました。

「格差社会などによる閉塞的状况は、差別や偏見、いじめ、暴力などを誘発している。そして、自己責任論のもとに苦しいことや、悲しいこと、悔しいことなどが言えずに孤立したり、諦めたり、自分を否定する状況がうまれている。また、人と人とのつながりもできにくくなっているのではないだろうか。

しかし、心の中では子どもも大人も、誰もが自分らしく生きられる社会を望んでいる。人は人の中で生きることによって、夢や希望がもて、「人間」を取り戻すことができる。そこで、まず子どもたちに、多くの人々（仲間、大人、地域のさまざまな人々など）と交流することで、安心して学びや遊びがおこなえる取り組みと、居場所を創りたいと考えた。それが「ともに」を立ち上げることになった経緯です」と語りました。

《感想》

法人設立の経緯と児童館運営の趣旨、思いについて具体的な話が聞け、非常に参考になった講演会でした。

「令和4年度 部落解放・人権尊重標語」の募集について

町では、人権尊重の意識高揚を目的として、町内の小学校・中学校・高校の児童・生徒や町民の皆さんから「部落解放・人権尊重標語」を募集しています。

一人一人が大切にされ、誰もが希望を抱いて心豊かに暮らしていける地域づくりを目指して、人権を守るために出来ること、感じていることなどを標語にしてみませんか？皆さんのご応募お待ちしております。

★募集締切：6月14日（火）

★作品提出先：下榎集会所・教育委員会・町公民館

応募用紙の指定はありません。作品に住所と名前をご記入ください。入選作品は、広報ひの7月号に掲載するとともに、短冊にして町内の施設・各事業所に掲示するなど啓発に活用します。

なお、入選者には賞状と記念品を贈呈します。ふるってご応募ください。



KEEP OUT

KEEP OUT

KEEP OUT

KEEP OUT

KEEP OUT

対策、お役立ち情報など
押さえておきたい
情報満載！

第 11 回

獣害対策・ アップデート

ブタ・イノシシの 疫病

日野郡鳥獣被害対策協議会
川野風花【問合せ】電話 72-1399

クチン散布が、感染個体確認地域とその隣県にて行われています。
しかし、野生イノシシに対するワクチン投与は、養豚所のブタほど計画的にはいきません。兵庫県、山口県、広島県と、近隣県で豚熱感染したイノシシが発見されています。

現時点では、鳥取県内で豚熱感染個体は確認されていませんが、イノシシ不審死を発見した場合、触れずにお近くの役場までご連絡ください。

ちなみに、この豚熱は人に感染することはありません。また、豚熱に感染したブタやイノシシ、ワクチンを接種したブタのお肉を食べても大丈夫ですので安心を。

新型コロナウイルスが世間で騒がし続ける昨今、動物界でもある病気が流行していることをご存じでしょうか。その名も C S F (classical swine fever)、通称豚熱とは、ブタ・イノシシのみがかかる病気のことです。
日本では、明治20年に初めて感染個体が発見されましたが、ワクチン開発後の平成4年以降感染が確認されていませんでした。しかし、平成30年に養豚所内で感染したブタが発見され、現在も感染が拡大しています。

この豚熱は、養豚所内のブタに感染が確認された場合、感染拡大防止のため発生農場内のブタは全頭処分となり、養豚業に大きな損害が出るのが大きな問題です。

感染拡大を防ぐ対策として、ブタのワクチン投与や感染の媒介者となる野生イノシシへのワ



KEEP OUT

KEEP OUT

KEEP OUT

KEEP OUT

KEEP OUT

KEEP OUT

KEEP OUT

～こんにちは、消費生活相談員です～

知って安心！消費生活のはなし



「不用品を買い取ります」という電話にご用心！

～本当の目的は、貴金属や宝石です～

「不用品を買い取る」「いらない服や靴はないか」などと電話で勧誘して家を訪問し、実際には用意していた不用品ではなく、貴金属や宝石を強引に買い取っていく手口です。

〈トラブル例〉

・「不用品はないか」と電話があり、いらない古着を用意していた。訪ねてきた業者は古着には目もくれず、「いらないアクセサリーはないか」と言うので、ネックレスと指輪を見せた。「高く買い取る」と強引に迫られ、断り切れずに売ってしまった。後から返してほしいと電話したが、紛失したと言われた。(70歳代女性)

アドバイス

- ・ 事前に買い取りを承諾した物品以外のものは売らないようにしましょう。
- ・ 貴金属は、求められても「見せない」「触らせない」「きっぱり断る」
- ・ 売却する場合は、契約書を受け取りましょう。書面受け取り後、8日間は契約解除（クーリング・オフ）の適用があります。事業者に紛失、売却されるリスクを避けるため、その間は商品を業者に渡さず、手元に置いておきましょう。



一人で悩まず、相談は役場産業振興課内、消費生活相談窓口（電話 72-0336）へ
※消費者ホットライン「188（いやや!）」は、全国共通の3桁の電話番号です。